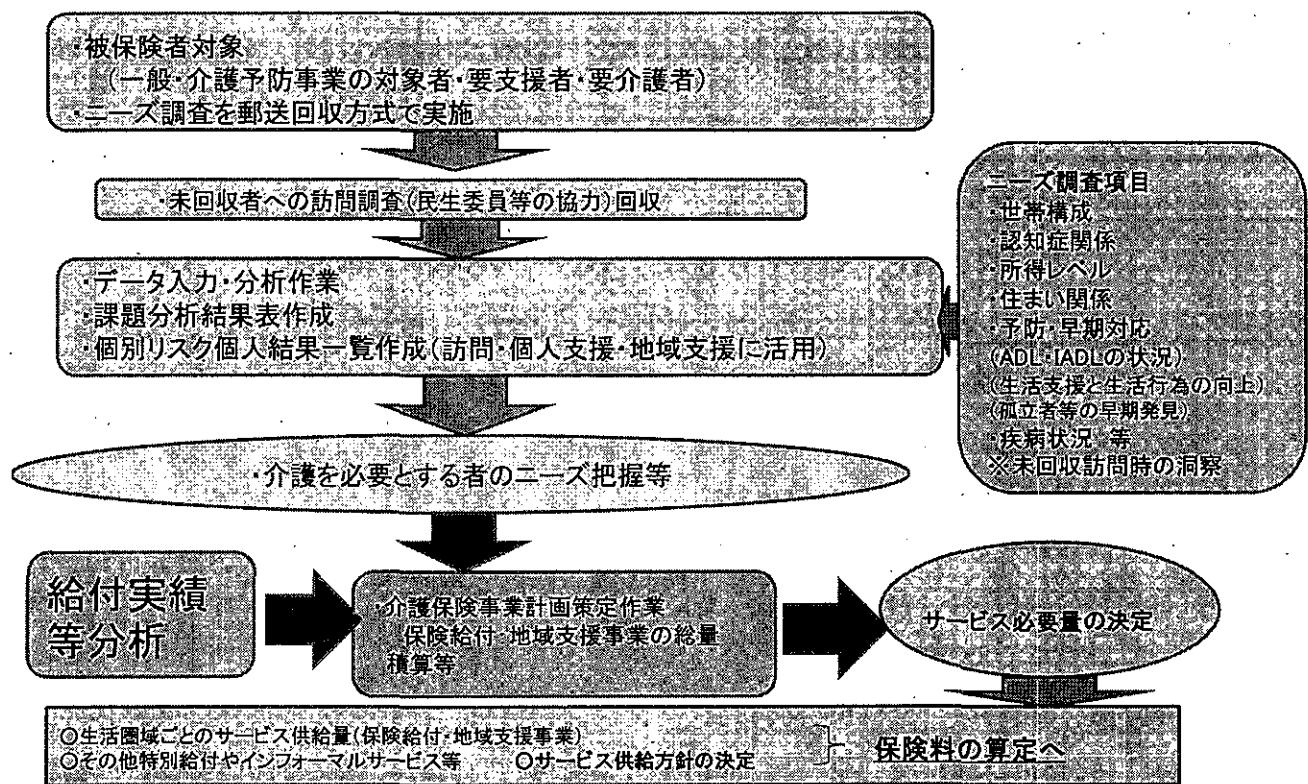


## 日常生活圏域ニーズ調査による計画策定フロー（ごく粗いイメージ）



## 日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

### ①日常生活圏域の課題の明確化

- これまでの介護保険事業計画に当たっては、主に「どのようなサービスが利用したいかを、高齢者自身に尋ねる調査」が中心となっていました。しかし、そのような調査では、地域の課題やその地域に居住する高齢者の利用意向のみにとどまらない真のニーズを的確に把握することは難しい面があります。
- 有効な介護保険事業計画を立てるためには、まず地域のニーズを客観的に把握する必要があります。「日常生活圏域ニーズ調査」は、日常生活圏域ごとに高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・量を見込み、居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス等の基盤整備や地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等の構築をどのように進めていくか等を政策決定するために行います。したがって、ここでいうニーズとは、日常生活圏域ニーズ調査の結果等をもとに判断した支援の必要性ということを意味します。

## 日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

### ②介護保険事業計画の策定に資する客観的基礎データの整備

- 日常生活圏域ニーズ調査により、例えば、認知症の方が多い地域や閉じこもりの傾向の見られる方が多い地域が明らかになり、認知症デイサービスやグループホーム等の必要量、閉じこもり等の課題に対応した介護予防訪問介護の必要量、介護保険サービス以外の配食や送迎サービスの必要性などが明らかになります。
- 地域のニーズを数量的に把握し、根拠をもってある程度客観的にサービスの整備や事業メニューの構築等を行うことにより、限られた財政のなかで無駄のない介護保険事業を実施することが可能になるとともに、合理的な人員配置や予算配分も可能になるものと考えます。

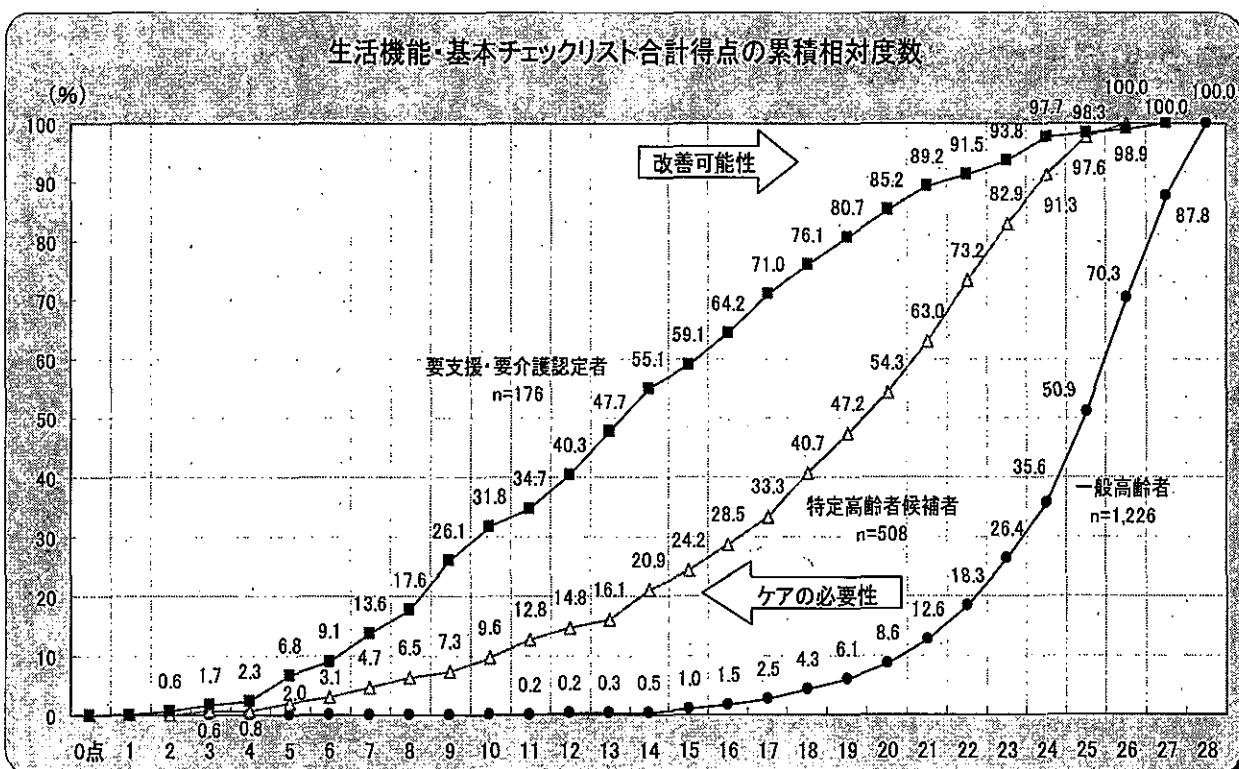
### ③個人への生活アドバイス表の送付による健康への意識を高める効果

- 平成21年度に先行実施した日常生活圏域ニーズ調査モデル事業では、回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなりました。個人結果表を返送する際に各個人の状態に適した介護予防教室の案内を同封するといった工夫も考えられます。

### ④介護予防事業の対象者の同時把握

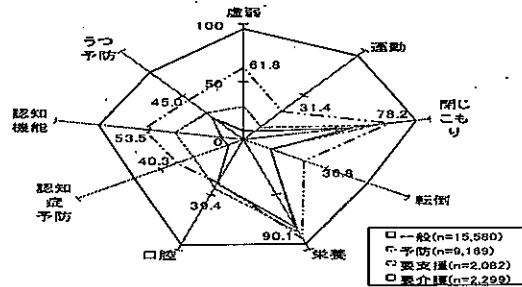
- 日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防事業の対象者を把握する基本チェックリストの項目も包含しているため、計画策定のための地域の課題等の把握とあわせて、介護予防事業の対象者の把握も同時に行うことができます。また、本調査の調査対象となった方については、地域での高齢者実態把握で最も重要な課題である、閉じこもり、うつ、孤立・孤独や一人暮らしの認知症高齢者等の早期発見・対応についても可能となります。

## 日常生活圏域ニーズ調査の生活機能判定の概要（認定者、一般高齢者を通じた指標）



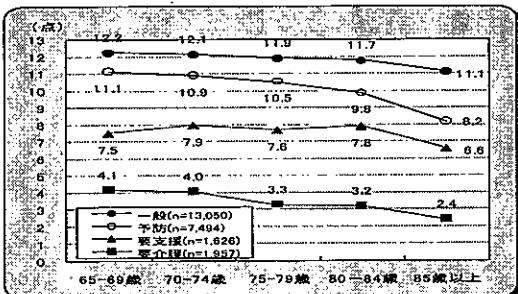
## 日常生活圏域ニーズ調査のその他のアウトプットのごく粗いイメージ

図表1 生活機能(非該当・リスクなしの割合) 図表2 疾病の状況(既往症)

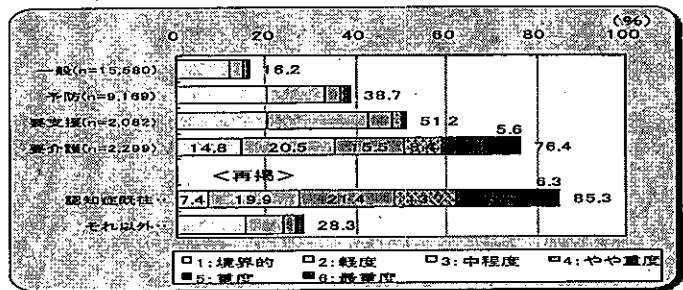


疾患	A (n=15,580)	B (n=0,169)	C (n=2,082)	D (n=2,299)
高血圧	37.5	43.8	50.3	41.4
脳卒中	25.0	40.0	10.6	16.8
心臓病	19.2	16.7	24.3	20.3
糖尿病	10.8	18.3	15.1	15.3
高脂血症	8.0	8.5	8.0	5.4
呼吸器系	7.2	12.0	13.1	14.3
消化器系	15.3	20.7	22.8	18.1
泌尿器・生殖器系	8.8	11.9	14.8	15.2
筋骨格・筋肉系	10.2	23.7	42.4	26.5
外傷・中毒	5.5	6.4	7.4	7.8
がん	0.9	2.0	3.1	2.6
血液・免疫	0.2	0.4	1.0	0.9
感染症	0.2	0.5	4.3	2.7
認知症	1.5	3.7	5.4	5.6
神経系	21.9	33.4	46.1	35.5
目	7.4	12.1	14.7	10.4
耳	6.9	9.1	11.8	10.8
皮膚	43.4	41.2	35.5	28.1

図表3 認定状況別生活機能得点



図表4 認知機能の障害程度別割合(CPS)



### (2) 計画における記載事項の充実強化について

全国一律の画一的なものではなく、各地域ごとの地域特性等の実情に応じたシステムである地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たっては、①地域課題、②地域資源の状況、③高齢化の進展状況等、地方自治体によって、それぞれ状況が異なることから、地方自治体の実情に応じて優先的に取り組むべき以下の重点事項を、地方自治体が判断のうえ選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させることが重要である（別添参考資料2）。

#### 重点記載事項

##### ①認知症支援策の充実

（例：喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等）

##### ②在宅医療の推進

（例：市町村における医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等）

##### ③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

（例：高齢者の住まいに関する計画との調和、サービス付高齢者住宅の供給目標の記載等）

##### ④生活支援サービス（介護保険外サービス）

（例：見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等）